

高齢者の健康を支える

自己負担の割合見直します



負担の割合は
所得によって3割負担
一定の条件で1割も

本年度の市民税課税所得（市・県民税課税標準額）に基づき該当者全員を判定。課税所得が145万円以上の高齢者とその同一世帯の高齢者は、3割負担となります。

ただし、70歳以上の人と65歳以上で一定の障害があり老人保健に該当している人の平成18年分世帯合計収入額が一定額以下の場合には、基準収入額適用申請をすることで、1割負担か3割経過措置の対象になります。

老人保健の受給者証
変更がある人へ郵送

老人保健該当者（昭和7年9月30日以前に生まれた人または65歳以上で一定の障害を有する人）は、右表の基準に基づいて自己負担割合を見直し。変更がある人へは受給者証を7月下旬に郵送します。ただし、老人保健該当者は、来年4月1日（火）から「後期高齢者医療制度」に移行するため、受給者証の有効期間は来年3月31日（月）までです。

国保の高齢受給者証
更新で全員へ郵送

国保の高齢受給者（昭和7年10月

75歳になる人
老人保健の資格
取得の手続きを

10月1日（月）から来年3月1日（土）までに満75歳になる人は、老人保健受給資格取得届を提出してください。老人保健法の医療受給者証を交付します。来年3月2日（日）以後に満75歳になる人は後期高齢者医療被保険者資格取得届を提出してください。対象者へは案内状を郵送します。必ず期限までに手続きしましょう。

医療制度

70歳以上または老人保健の高齢者が、医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合を見直し、8月1日（水）から変更になります（下表のとおり）。その概要をお知らせします。

問い合わせは国保の高齢受給者については国保年金課 ☎890-6249、老人保健については同課 ☎90-62537。



70歳以上の自己負担割合の所得判定基準など				
区分	基準	負担割合	負担限度額（1カ月当たり）	
			外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
現役並み所得	課税所得が213万円以上で年収が高齢者複数世帯は621万円以上、高齢者単数世帯は484万円以上の場合。 ※公的年金等控除縮減と老年者控除の廃止で現役並み所得者になる場合は、自己負担限度額を平成20年7月まで一般に据え置き。対象は課税所得が145万円以上213万円未満、または課税所得213万円以上で年収が高齢者複数世帯は520万円以上621万円未満、高齢者単数世帯は383万円以上484万円未満の場合。	3割	4万4,400円	8万100円＋1% 医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算。 多数該当者（注）は4万4,400円。
一般	課税所得145万円未満、または課税所得145万円以上でも年収が高齢者複数世帯は520万円未満、高齢者単数世帯は383万円未満の場合。	1割 （国保の高齢受給者は平成20年4月1日からは2割）	1万2,000円	4万4,400円
低所得Ⅱ	世帯主および国保加入者（老人保健は世帯全員）が市民税非課税。 ※老年者に係る住民税非課税措置の廃止で世帯員の一部が課税者となるが一部は非課税者のときは、平成20年7月まで非課税者は低所得Ⅱの額を適用。		8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ	世帯主および国保加入者（老人保健は世帯全員）が市民税非課税で、その世帯の所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円になる場合（年金所得は控除額を80万円として計算）。 ※税法上の経過措置対象者と同一世帯に属する市民税非課税者である老齢福祉年金受給者は低所得Ⅰに据え置き。		1万5,000円	

（注）過去12カ月に3回以上高額療養費（医療費）を受け4回目の支給に該当する人